１９９９年４月１３日発行

みなみかわち 町議会ネットワークニュース（第１０１号）



村尾光子
祇園五丁目11-3
TEL&FAX:44-5418
e-mail:
muraomit@mb.infoweb.ne.jp



磯辺香代
祇園二丁目8-2
TEL&FAX:44-6621
e-mail:
k-isobe@bc4.so-net.ne.jp



荒井英子
祇園四丁目5-12
TEL:40-1014
FAX:40-1019

平成１１年度が始まりました。気持ちを新たにがんばります。

今回の統一地方選では、南河内町においても町長選挙と議会議員補欠選挙が行われます。これからの町政は行政透明性の確保と住民参画に向かってさらなる脱皮を繰り返してしていかねばなりません。大切な時期の選挙です。また中でも町長選挙は税金をもとに予算編成をし執行するという大変大きな力を持つ存在を選びます。どうか選挙権を眠らせないで！

4月20日（火）選挙告示
4月25日（日）　投票

あの政策協定はどうなるかな？
ぜひ実現させたいね
私たちもしっかり応援しなければ!!

今回は平成11年第1回定例会（3月9～23日）の報告です。

もくじ

《審議事項》

同意第　1　号	町監査委員の選任同意について H11.3.18 任期満了となるため、藤沼　清氏を再任	賛成全員	可決
議案第　3　号	小山広域保健衛生組合規約の一部変更について H11.3.31 伝染病予防法が廃止となり、H11.4.1 から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行により、規約の一部変更	〃	〃
4　号	町土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例制定　…Ｐ４参照	〃	〃
5　号	町課設置条例の一部を改正する条例について H12.4 からスタートする介護保険制度の担当部署を福祉課に置く	〃	〃
6　号	町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について 育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限と時間外勤務の制限の改正	〃	〃
7　号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について　…Ｐ４参照	賛成多数	〃
8　号	町職員の給与に関する条例の一部改正条例 職務の名称改正と保母を保育士に名称変更	賛成全員	〃
9　号	町国民健康保険税条例の一部改正条例　…Ｐ３参照	〃	〃
10　号	町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について 精神薄弱の用語を知的障害に改正	〃	〃
11　号	町道路線の廃止について	〃	〃
12　号	町道路線の認定について	〃	〃
13　号	H11 年度町一般会計補正予算（第５号）について 1 億 9966 万 2 千円を追加し、71 億 3943 万 1 千円とする	〃	〃
14　号	H11 年度町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について 1772 万 1 千円を減額し、10 億 7479 万円とする	〃	〃
15　号	H11 年度町農業集落排水事業特別会計補正予算（第４号）について 985 万 6 千円を減額し、14 億 9572 万 8 千円とする	〃	〃
16　号	H11 年度町一般会計予算について　…Ｐ 14 参照 歳入歳出予算を 63 億 6800 万円とする	〃	〃
17　号	H11 年度町国民健康保険事業特別会計予算 歳入歳出予算を 10 億 7207 万 3 千円とする	〃	〃

18　号	H11年度町老人保健特別会計予算について 歳入歳出予算を11億5947万9千円とする	〃	〃
19　号	H11年度町農業集落排水事業特別会計予算 歳入歳出予算を11億7237万8千円とする 建設費　工事請負費　9億2777万円 （1）吉田西地区　1億3277万円：今年度一部供用開始 処理施設機能維持 管路敷設、処理場門・柵・塀、水道メーター ・処理場の管理棟・公園整備は計画見直しのためH11年度は着工しない ・放流先の江川土地改良区とは協定書締結のため覚書を交わした。放流時までには協定締結する （2）成田・町田地区　5億4856万円 処理場建設、調整池建設、管路敷設、中継ポンプ場4箇所、処理場門・柵・塀 （3）下坪山地区　2億2230万円　管路敷設	〃	〃
20　号	H11年度町水道事業会計予算について H11年度工事箇所：祇園原（鉄道の西側地区）・下原地区	〃	〃
発議第　1　号	議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について これまでは月の途中で離・着職してもその当月分の報酬が支払われていたが、この改正により死亡を除き報酬を日割り計算とした	〃	〃

※議案等の番号は暦年毎の通し番号です。

一般質問：大島　将良・荒井　英子・磯辺　香代・村尾　光子

（敬称略）（通告順）

☆--☆

★国保課税率改正へ　（議案第9号）　（報告：荒井）

国民健康保険税の賦課限度額及び税率改正

・基金 4億
・介護保険 導入前に下げる

☆資産割が、51％から25％となり約1700万円の減税。（一世帯当たり約1万円の減税）

	改正前		改正後				
賦課限度額	52万円	→	53万円				
所得割	6.5％	→	6.5％	応能割	64	60	50
資産割	51％	→	25％				
均等割	22000円	→	24000円	応益割	36	40	50
平等割	28000円	→	30000円				

★町残土条例制定　―― 県に連動して ――　（報告:村尾）

町はH6年に『土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例』を制定して、埋立て等を規制してきました。昨年12月には県が『土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の防止に関する条例』（残土条例）を制定し、4月施行となるので、これまでの町埋立て条例を廃止し、県条例に沿った新たな条例を制定しました。

主な改正点	旧条例	新条例
土砂等の定義	土地の埋立て、盛土及びたい積に供するもので、廃棄物処理法に規定する廃棄物の範囲に属さないもの	土砂及びこれに混入し、又は吸着したもの
許可対象面積	300m²（宅地の場合は1000m²）以上	500m²以上3000m²未満 （3000m²以上は知事の許可必要）
安全基準	搬入する土砂等の地質についてはなし	*県条例に規定する安全基準に適合していること 地質検査・排水の水質検査実施
関係書類の縦覧	なし	許可を受けた者は、提出書類の写しを周辺住民、その他利害関係者に縦覧する
違反事実の公表	許可取り消し・中止・改善命令違反の時、町広報等でその事実を公表できる	なし
手数料	なし	許可申請　1件につき2000円 許可変更申請　〃　1000円
*罰則規定	最高:1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 最低:10万円以下の罰金	最高:1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 最低:20万円以下の罰金

*安全基準は面積に拘わらず、県内でのすべての埋立て等について適用される。（県条例）
安全基準:環境基本法に基づく重金属や有機塩素化合物についての環境基準を準用
*罰則規定は改善等の措置命令に従わない場合

審議時点では、規則は未定。安全基準は県の規制だから、町規則には明文化しない、住民同意は盛り込まないとのこと。不満だが、運用後、不都合あれば改善すると約束。

★自治会長は町の非常勤特別職！？　― 議案第7号 ―　（報告:村尾）

これまで、自治会長には行政事務連絡員を委嘱し、その職務に対して非常勤特別職としての報酬を支給していました。以前から自治会連合会より要請があり、"自治会長"への報酬とすべく、今回の条例改正となりました。　―― 反対3（荒井・磯辺・村尾）――

行政事務連絡員設置規則（抜粋）

第1条:町長と町民との間の連絡等に関する事務の一部を委嘱するため、行政事務連絡員設置。
第2条:事務連絡員は、住民自治組織の長の職のある者に対し、町長が委嘱する。ただし、町長が必要と認めたときには、自治会長以外の者を委嘱することができる。
第7条:事務連絡員に対し、その職務を行うために要する事務費を支給する。

賛成しなかった。反対討論もできず・・

自治会は自主組織。何故、行政からの報酬が必要か。納得できない。事務連絡員だから事務費を支給できる（規則では報酬ではない）。今までの方が道理に合っている。自治会長たちからの要請とは！

自主自治を重んじる私たち3人は反対。が、ﾀｲﾐﾝｸﾞを逸して討論できなかった。

★自治医大周辺下水道組合議会から

（報告：村尾）

H11年度会計当初予算　9億6400万円

【歳　入】（千円）

自主財源(31.5%)	受益者負担金・分担金	33,437	国分寺町加入者
	使用料・手数料	286,767	
	繰越金	1,000	
	諸収入	5,080	
依存財源(68.5%)	分担金	250,446	建設事業負担金
	下水道費負担金	56,610	＊公団より
	国庫支出金	120,000	
	県支出金	1,460	
	組合債	209,200	
	合　計	964,000	

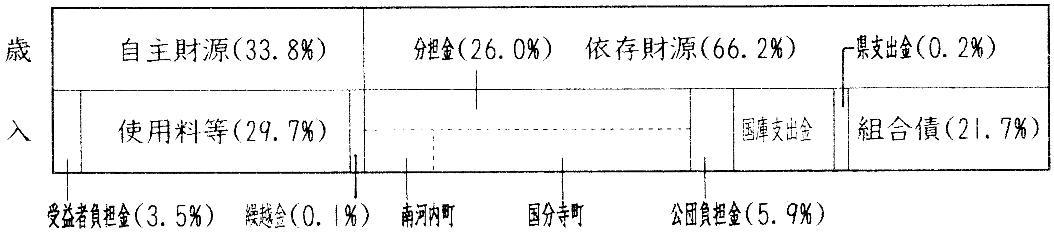
＊流域下水道事業公団負担金：10年度で完了したので、減額補正の予定

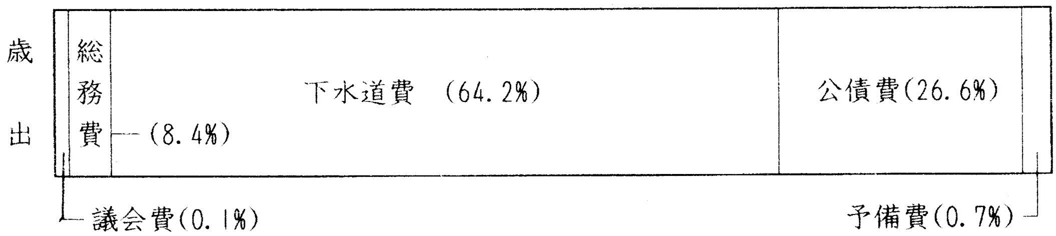
【歳　出】（千円）

議会費	1,330
総務費	80,598
下水道費	618,579
公債費	256,355
予備費	7,138
合　計	964,000

建設事業負担金：
- 南河内町　43,464千円
- 国分寺町　206,982千円

＊仁良川・薬師寺地区の事業が進むと分担金は急増する





《11年度の主な事業》　万円

管渠布設工事(延長3200m)	31,300
実施設計委託	5,000
調整池植栽等維持管理委託	1,200
管渠清掃委託	600
流域下水道負担金	22,562
うち建設費　9,530	
維持管理費　13,031	
起債償還金	25,635

＊調整池の除草は3回/年実施

南河内町分については

- 11年度建設事業費　2億5731万円
  - 流域下水道負担金　3301万円
  - 償還金　2977
  - 公共下水道事業　8935
    （仁良川地区の実施設計・管渠布設）
  - 特環下水道事業　7286
    （西区・祇園町・緑南側(旧下区)）
- 地方債現在高　5億2890万円
  （11年度末見込額）

＊流域下水道事業建設事業：南第3ポンプ場機械室建設・第1、2ポンプ場電気機械
南幹線管渠敷設(仁良川から)・第2放流管敷設・水処理施設建設・汚泥資源化施設建設

荒井英子の一般質問



県内各地で、子どもたちが通学や帰宅途中に危険な目にあったとき、「駆け込みお宿」「学童ひなんじょ」・「子どもの家・110 番」等名付けられた、逃げ込める家の設置がなされているが、南河内町でも設置をという要望があり、質問となった。

1、学童避難所の設置について

質　問　①

学童避難所は、子どもたちがいたずらや誘拐されそうになったときなどに、あらかじめ登録されている家に逃げ込んで避難する。そこから学校や警察に連絡がいく制度。

隣では、小山・国分寺・石橋で設置されているが、効果を含めた認識はどうか。

答　弁　《教育長》

石橋町等においては、PTA 及び学校が中心となって、各小学校毎に通学路付近の家に協力をお願いしている。これまでに避難所の設置が犯罪の未然防止に直接役に立った事例はないが、子どもの安全をみんなで守るという意識向上の面で効果が上がっている。本町としても、子どもたちの安全確保には、PTA や地域社会の理解と協力が大切であり、その盛り上がりを積極的に支援していきたい。

質　問　②

当町においても不審者出現や「変な人についてこられた」、「声をかけられた」などの子どもたちの体験情報を耳にする。保護者には、事件発生後、学校からの手紙や保護者間の連絡により不審者や事件の情報が入るようにはなっているが、保護者だけの対応では限界がある。子どもたちの危険な状況をどのように把握し対処しているのか伺う。

答　弁　《教育長》

H10 年度は、4 件確認されており、わいせつ行為や車に誘い込もうとしたものである。校長会等において情報の収集、対処の仕方についてお願いすると共に、子ども自身に自分の身を守る能力を付けること、家庭・地域との協力を深めること、また警察との連携を密接に図るなどして、子どもの安全指導を徹底している状況である。

質　問　③

学童避難所の設置は、犯罪の未然防止とともに子ども自身の安心感と地域で子どもたちの安全を守るという意識の向上につながる。

当町においても学童避難所設置を要望するが、現在の見解を伺う。

答　弁　《教育長》

本町の各小学校では、不審者出没の情報が入ると、地区 PTA 組織の連絡網で速やかに伝達されるシステムになっている。また、各自治会長との連携協力も図られている。今後は、地域の教育力を一層高めることが第一と考える。さらに PTA や地域から強い要望があれば設置について検討したい。

平成 9 年に千葉大教授が東京都内の 18 の小学校高学年、3235 人の子どもたちを対象にして行ったアンケートで、その 36 ％にあたる 1179 人が何らかの被害を受けたことがあると答えている。一番多い被害は、自転車を盗まれるなどの「窃盗犯」で 45 ％女子では、「男の人に追いかけられる」「スカートをめくられる」「体をさわられるなどの性的被害に 54 ％ 532 人があっており、男子では、「暴行を受ける」などの暴力的被害が 30 ％にのぼった。また、被害を受けた場所は、「公園」が 36.2 ％、ついで「道路」35.7 ％、「建物の中」17 ％となっており、日常の場で被害にあったり、犯罪の危険と隣り合わせで生活していることになる。（平成 9 年 5 月 28 日・朝日小学生新聞）

地域の教育力をつけていくとかその盛り上がりを期待するとかいっても現実に地域に連帯感や力がなくなってきているから組織として作られている現実がある。逆の発想でこの制度を設置することにより意識や地域の力になっていくと思うのですが。

磯辺香代の一般質問（３／１０）



1. 広報広聴について

町長は住民の声なき声に耳を傾ける方法として、前半は「出前行政」と称し地域に出かけて行かれ、また後半は「町長への手紙」を実施してこられた。この２つの方法を実施されての功罪をふまえた所見を伺う

【町長】

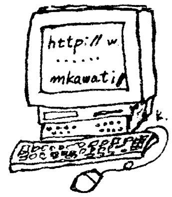
集会公聴会を開いてみると発言力の強い人に発言が片寄る傾向があった。いわゆる声なき声が聞きにくい方法だということで「町長への手紙」に変更した。現在までに１６０件の意見をいただいている。しかし、広聴はこれがすべてではない。日常のお茶飲み話の中にも貴重な声があると思う。

町政はどうすれば開けるのか。手法について考えた。住民が主人公になるには、住民サイドの意識の問題もあるが、まずは行政がどんな働きかけをすればいいのか。

「お茶飲み話の中に貴重な声」ちょっと聞くと確かにそうだと思う。ほのぼのとしていて思わず共感してしまうけれど「町長室に話しに来てほしい。16番議員さん（磯辺）もざっくばらんにお茶飲みに」となると、どう説明したらいいのか言葉が出てこなくなった。個人的に訪ねていける人は限られている。私は皆に平等に開かれたシステムについてを話題にしたつもりだ。もしこの方法を公平な形で実施するとしたら、町長は町民との面談日を設定し予約受け付けを開始しなければいけない。

それにしても、ごみ検討委員会の会議ではご挨拶だけして行ってしまわれるし、障害児者父母の会が話合いをしたくても、いつも予定がはいっていらっしゃるのはどういうことだったのだろう。広聴のチャンスなのに。同時に、説明責任を果たすチャンスでもあるのに。お茶もいいけれど、まずはこういう機会を自ら積極的に活用されるべきだろう。そこには大のおとな（納税者）が大勢集まっていたのだから。

町のホームページが開設された。広報広聴の道具として積極的な活用を望む。



Q　更新はどのくらいの間隔で？
A　町のイベント情報は所管課からの依頼により更新する。その他については企画課の判断で随時更新する。

Q　作成は誰が行うのか。
A　ホームページ全体の開発は委託したが今後の更新・改良等については、庁内有志による「インターネット研究会」を組織したのでその中で考えたい。

Q　住民が本当に欲しい情報は何かをリサーチしてほしい。防災計画や防災情報道路・上下水道工事箇所情報など地域住民の生活に密着した情報も流してはどうか。
A　掲載する情報については、広く住民ニーズを探り、施設・観光案内に偏らないより住民生活に密着した魅力あるホームページにしたい。

Q　「町長への手紙」メールで送れるの？
A　「町長への手紙」の電子版についてはホームページ上には設けていないが、

「ご意見賜り所」を設定して意見を受け付けている。既に5件寄せられた。

Q　多くの住民が町のホームページに接することを可能にするため公共施設（例えば図書館など）にインターネット用パソコンを設置してはどうか。他の資料検索にも利用できる。（1人あたりの使用時間は制限）

A　広く住民にアピールする手段として、また町全体の情報化推進のため必要なことと考えるが、管理者の不足や維持管理の通信コスト等の問題がある。今後、行政全体の課題として検討したい。

――さて、ピンチの地方財政をどう思いますか。

「まず説明責任が不足していました。国の経済対策を追い風に社会資本整備を進めることがいずれ行き詰まり、財政構造改革が要る、と説明する必要があったのに、心配ないと言い続けてきた」

「次に、やっぱりスリム化を図らざるを得ません。財政改革では、公共事業ではなく社会保障や環境を扱う新しいビジネスを育てられるかが問われます。暗いイメージもあるが、質的な転換を頑張ってやろうと説明し、理解をしてもらえるかがポイントだ」

統一選投票日を前に
ここが問われる ㊤
「橋本大二郎氏に聞く」
（高知県知事）
―朝日新聞 4月8日―
より抜粋

政府はない袖を振り続け、本年度末には国地方合わせての借金が600兆円にもなる。子供たちの世代がやがて稼ぎ出すであろう富を、親の世代が先取りして使っている。これでいいわけはない。

限りある財源だからどんなに工夫しても、でき得ることの大枠はだいたい決まってくる。そんな中ででも、住民満足度をむしろ向上させていくには、町づくり・行政運営について、住民と行政がいかに共通理解を図っていくかが大切なこととなる。

――自治体の首長と議員に今、何が求められているのでしょうか。

「これまで足りなかった説明責任（アカウンタビリティ）です。密室政治という批判は裏返せば、説明がないまま、どこかでだれかが決めて実行しているということ。そこに不透明感と、実際にでき上がったものと自分たちの求めるものの間のズレを多くの人が感じてきている。情報公開制度ともあわせ、大きなプロジェクトは積極的に情報を出し、地域住民も一緒に考えるという説明・参加システムが必要です」

―略―

ところが日本では、公的サービスは行政がやるという意識が強く、行政が担う仕組みになっている。公に自分がどう責任を持っているかという意識が薄い。

住民と行政がお互いを対等なパートナーとして、卑屈にならない率直な関係を育てていくのに広報・広聴がとても大事だということはすべての首長が知っている。

しかし、ベストで唯一の方法はおそらくないのだろう。どこの自治体でもいろいろな方法を組み合わせて広報・広聴に努めているのが実態だと思う。広報紙の他に、行財政の現状について職員が出前講義する制度も県内の市町で生まれていると聞く。この方法は大変なようだが、変わらなきゃの地方自治にとっては大いなる近道となるかもしれない。

わが町はどうか。まず核として広報「みなみかわち」がある。今までに160通もの手紙が寄せられていたとは知らなかったが「町長への手紙」もすばらしいということだ。（ただ、手紙の内容とそれに対する返事がどんなものなのか広報が不足している。返事すなわち行政説明を公表しないと同じ内容の手紙がどんどん来てしまうのではないか）。そこへホームページが加わった。今度はパソコンを操る人々とのつながりが生まれる。アクセス件数が増え続けるホームページであることを期待する。

2 ふれあい館について

ふれあい館は開館以来多くの方に利用いただいているが、設備の改善、運営面での変更を求める声もある。行政サイドでどのくらい把握しているか。また、改善の余地・計画はあるのか。

【企画課長】
レジャー的施設の設置、施設・設備の拡張・増設、利用ピーク時の管理方法、低料金化、利用時間の延長等様々な要望を把握している。その中から日祝日の開館時間延長、土足入れの増設、バス待合所の設置、露天風呂の日よけ設置等、対応可能なものについては逐次改善を図って参った。
本年は、青ぬるの発生防止装置の設置、駐車場から玄関までのひさし設置を計画している。

1枚のチケットで何度も入浴できないか。（込み合う曜日を除いてでも）

【企画課長】
温泉については、利用しやすく低料金に設定している。２回以上の利用者は現在２～３割である。

部屋を借りて法事や同窓会を開催する時弁当を外からとることはできないか。

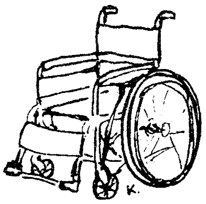
【企画課長】
食堂の営業に関しては、地元業者育成の観点から、町商工会の中の振興会に一定の業務を委託している。料金設定やサービス面でふれあい館といった施設の性格にあった経営をお願いしている関係上、外食搬入禁止としている。

身障者用（車いす対応）トイレがあるのに、身障者用（車いす対応）更衣室がない。設置できないか。（プールは車いす対応型）

【企画課長】
現在は一般の更衣室にカーテンで仕切ってスペースを確保しているが、身障者用更衣室については今後充分検討したい。

memo
☆ふれあい館の使用料収入
10年度　当初3004万円（12万人見込み）
　　　　利用増にて年度末には5594万円に
11年度　当初5284万円（18万人見込み）

ふれあい館使用者数はうなぎのぼりである。安い料金設定のため近隣市町から来る人も大変多い。４月からはふれあいバスの運行回数も増えた。他市町村からのご愛顧もさることながら、使い勝手のいい施設として本町住民に愛されるよう運営されたい。そして投資した以上の住民福祉を引き出したい。



車いす対応型のプールであり、車いすごと入れるトイレがあるのに、車いす利用者が介助者と共に使える更衣室がないのは、やはり不備ではないだろうか。更衣室にカーテンということだったが、本人と介助者が異性の時だってある。障害をもっている方も介助者も誰に気がねすることなく更衣をしたいのだ。

3. 町有地管理について

祇園一丁目北の町有地は一部駐車場になっている。駐車場とするのなら皆が公平に契約できるものに。また、今後の利用計画はどのようか。

【総務課長】
自治医大前町有地は約7000㎡。利用については、県有施設の誘致、駐車場等、庁内会議で検討を重ねている。利用計画が決まるまでの暫定的利用についても早い機会に自治医大前町有地検討委員会を開いて方向付けしたい

4. 「人にやさしい街づくり事業」について

平成１０年９月２１日に行われた歩道のバリアフリー点検について、点検結果と歩道の改善点を伺う。

【建設課長】
点検結果をふまえ、１月２８日に検討会を開催した。論議された改善点は
①段差の解消・勾配の改善
②路上障害物の除去・路面平坦性の確保
③視覚障害者誘導用のブロック設置・その他案内誘導の充実
④夜間歩行安全確保のための照明施設の充実
⑤歩行者専用信号機・横断歩道の設置
県と連携をとり調整をしながら、１１年度以降順次対応したい。

歩道上の車止め用の石についての意見はどのようだったか伺いたい。

【建設課長】
基本的には除去の方向だが、車止めがなく歩道に駐車・停車する車が多かった１期２期分譲時の頃を知っている方々からは不安視する声もある。意見調整をしながらすすめる。

今回の課長答弁には、はっとさせられた。「歩道点検には、車いすの方、視覚障害のある方等が参加されたが、安全に通行するための条件がそれぞれで異なるということが浮き彫りになった。車いす利用者にとっては、歩道と車道の段差がないのが良い。しかし、視覚障害者にとっては、杖で段差を確認することで歩道と車道の境目を知るので、段差はむしろ必要。」だとか。

段差を無くすことばかりを考えていたが、やはり当事者の意見を聞かないとわからないことがある。健常な者が勝手に思い込んでいることが世の中には割りと多いのかもしれない。

5. コンピューター2000年問題について

行政のコンピューター、特にライフライン関連のものについて、事故のないようしっかりした事前の対応をお願いしたい。

【企画課長】
住民情報や税情報等については委託先から対応済みの回答を受けている。上下水道防災関連施設についても、対応は完了している。しかし、2000年問題は思わぬ部分で起こる可能性があるので今後も監視に努める。



村尾光子の一般質問



問１.入札事務について

公共工事の財源は、補助金の有無やその額に拘わらず、税に求めています。質の高い事業をできるだけ安く仕上げることが行政の責務であり、このことは住民の幸せにつながります。ともすると公共工事は業者間の談合により、落札価格を高く引き上げていると言われがちですが、談合という不正を排し、適正な価格で工事が遂行できるよう条件整備することは大変有意義です。

(1)公共工事予定価格の入札後公表について、どのような検討がなされているか。早期に実施すべきではないか。

【町長】中央建設業審議会からの答申を受け、建設省・自治省は各都道府県知事に「地方公共団体の公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の更なる改善の推進について」を通知した。県は本年1月から実施、4月からは県内7市町が実施予定となっている。南河内町は11年度中には実施すべく検討したい。

【建設課長】国からの要請は、予定価格の事後公表を含めて10項目有り、11年度中に実施したいと考えている。

地方公共団体の公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の更なる改善の推進について

（建設省建設経済局長・自治省行政局長通知）

公共工事の入札・契約制度について透明性、競争性の一層の向上を図るなどにより、適正で効率的な公共工事の執行を確保するため下記事項に留意し、更なる改善に取り組むようにお願いする。

①多様な入札・契約方式の導入
②一般競争方式の実質的な対象工事の拡大
③予定価格の事後公表
④低入札価格調査制度への移行及び低入札価格調査の結果の公表
⑤等級制の運用
（級別格付けされた業者以外の業者指名推進）
⑥等級の公表
⑦特定建設工事共同企業体制度の運用
⑧不良不適格業者及びいわゆる「上請け」の的確な排除
⑨発注体制の強化　等

（H10年4月1日付け 都道府県知事宛通知要旨）

(2)業者指名選考委員会は、委員長であった助役の辞職後、どのような体制で運営されているのか。また、建設工事入札資格者審議会はどうか。

【町長】業者指名選考委員会は総務課長を委員長して運営している。入札参加資格者審議会は、今後開かれる審議会にて、委員の互選より会長を決める。

町発注の建設工事の入札に参加するには、業者は2年毎の建設工事入札参加資格審査を受けた後、級別格付けされる。指名競争入札は、指名業者選考委員会が工事毎に級別格付けした業者の中から、入札参加業者を指名して行う。今年は入札参加資格審査の年。

業者には級別格付けと指名は重大関心事。今までは2000社程の審査登録があった。審査は大仕事、でも公正性確保には心して！

(3)昨年9月定例会では、農業集落排水事業吉田西地区水処理センターの建設工事に係る入札業者指名基準が問題になった。指名基準はどのように改正されたか。

【町長】H10年12月1日付けで建設工事請負業者指名停止基準と入札制度合理化対策要綱を改正した。改正内容は字句の訂正と指名停止区分等の明確化である。

【建設課長】指名停止となる事由は、粗雑工事、契約違反、安全管理措置の不適切による損害事故及び工事関係者の事故、贈賄、独禁法違反、談合、不誠実、経営不振の9項目で、本社・支社に拘わらず対象とする。

指名停止基準は町例規集で公開しているが指名停止の事由と期間を示した別表は非公開だった。今後は事由のみ掲載するとのこと。

問2．福祉行政について

いよいよ来年4月から介護保険制度がスタートします。サービスを必要とする人には、制度の始まりと同時にサービスが提供できるよう、今年の10月から要支援・要介護の認定作業が始まります。

この準備作業は大仕事。しかし、介護保険ですべての福祉がカバーされるのではありません。保険対象外の福祉施策も大いに充実させる必要があります。

(1)介護保険制度実施に向けた実態調査の結果概要を説明されたい。ニーズに対しサービスが不足するものの種類と量は？

【福祉課長】調査結果概要は右の通り。

在宅の要援護高齢者 274人の保健福祉サービス利用意向から不足するサービスの種類と量は次の通り。(年間の延べ回数)

訪問介護　6000回/年：3～4人のﾍﾙﾊﾟｰ体制
24時間巡回型も必要
訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ　5500回/年
居宅療養管理指導　5700回/年
入浴ｻｰﾋﾞｽ 2900回/年、**配食ｻｰﾋﾞｽ** 1300回/年
ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ　9200回/年:2箇所必要
機能訓練(A型) 3500回/年 ┐ 理学療法士等
機能訓練(B型) 2500回/年 ┘ 人材確保が必要
＊**太字**はｻｰﾋﾞｽ提供事業者(民間)参入を期待

また、介護利用型軽費老人ﾎｰﾑ(ｹｱﾊｳｽ) 9人、高齢者世話付住宅(ｼﾙﾊﾞｰﾊｳｽ) 15人、痴呆対応型共同生活介護(ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ) 16人、有料介護付きﾎｰﾑ46人が選択しているので事業者参入が必要となる。在宅介護支援センターは79人が利用したいとしているので2箇所は必要だ。ﾆｰｽﾞに応えるサービス量確保を念頭に、自立度・痴呆度を解析し事業者の意向調査結果を勘案して目標設定する

今年度は町高齢者保健福祉計画見直しと介護保険事業計画を策定する。そのための懇話会も組織した。不足する分をいかに整備するか、大きな課題。民間事業者参入への期待が大きいが行政は何をするのか。懇話会で存分に論議を。

《実態調査結果》 抜粋

調査対象者数　2，385人(S．8年4月1日以前生)

回答数　2，283人	高齢者一般　1984人
65～74歳 1414人	要援護高齢者(在宅)274人
75歳以上　869人	〃　(施設) 25人

①家族構成
夫婦二人世帯　374人
一人暮らし　74人
高齢者だけの世帯 50人
その他の世帯　1785人

②要援護高齢者(在宅)のうち障害老人(217人)の日常生活自立度(寝たきり度)三段階分類

生活自立	準寝たきり	寝たきり
81人	83人	53人

③要援護高齢者(在宅)のサービス利用状況

福祉用具利用　159人
ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ 47人、ｼｮｰﾄｽﾃｲ 33人　(上位3つ)

④要援護高齢者(在宅)のサービス利用意向

	利用したい	利用したくない	分からない
福祉用具の利用	155人	28人	92人
デイサービス	104	65	105
ショートステイ	95	63	116
訪問入浴ｻｰﾋﾞｽ	88	64	122
訪問看護ｻｰﾋﾞｽ	87	60	127
訪問指導	82	61	131
居宅療養管理指導	73	62	139
ﾎｰﾑﾍﾙﾌﾟｻｰﾋﾞｽ	72	77	125
訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ	71	71	132
日帰りﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ	63	83	128
機能訓練(A型)	48	87	139
〃　(B型)	38	97	139

⑤要介護者(在宅)274人の介護に当たっている主な介護者

息子の妻	配偶者	娘	いない	その他
98人	72人	44人	26人	33人

女性(息子の妻・配偶者(妻)・娘)は192人

⑥一般高齢者(1984人)の介護を受けたいところ

自宅	病院等		
1433人(72%)	249人		

老人ﾎｰﾑ等の福祉施設 63人
その他

(2)在宅寝たきり者の口腔衛生管理指導や歯科治療体制が必要と考えるが対応策は？

【保・衛課長】積極的に取り組むため、10年度は在宅看護婦を対象に研修会を開いた。医療機関との連携のもとに老人保健事業の中で実施すべく、11年度は状況について歯科医師・技工士等への実態調査を行い反映させる。現在は、この相談があれば保健婦が家庭訪問し、状況により対応する。歯科医師派遣も可能と思う。

介護保険では歯科医の訪問診療(往診)も居宅療養管理指導に含まれるようだ。保険か保健事業か、福祉か医療か、区別はかなりややこしい。介護保険は要介護認定が必要で1割自己負担がある。やはり、口腔衛生管理は保健事業として展開した方が良いのかな？

居宅療養管理指導:かかりつけ医が定期的(原則として月1回以上)に訪問診療をして高齢者の在宅療養生活に責任をもつ。

《参考》

介護保険給付と医療保険給付の関係(在宅)

介護保険給付	要介護者・要支援者に対する次の医療 ①かかりつけ医による医学的管理 ・居宅療養管理指導(訪問診療、**歯科訪問診療**、訪問薬剤管理指導等) ②主として介護需要に対応するｻｰﾋﾞｽであり、福祉ｻｰﾋﾞｽと一体的に提供されるべきｻｰﾋﾞｽ ・訪問看護 ・訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ　・通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ ・短期入所療養介護(ｼｮｰﾄｽﾃｲ)
医療保険給付	介護保険で相当給付を受けることができる場合は、給付しない(給付調整) ○要介護者・要支援者以外の者に対する医療 ○要介護者・要支援者に対する居宅療養管理指導、訪問看護、訪問・通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ以外の医療 (上記の訪問診療等以外の在宅医療、検査、投薬、処置等)

＊介護保険給付は医療保険給付に優先する

(出典:「介護保険と市町村の役割」中央法規刊)

(3)福祉バスふれあい号について
①どこの財産か。管理・運行委託をしているのはどこか。
②利用率向上のため、小型化、台数増により運行回数増を図ってはどうか。

【企画課長】バスは社会福祉協議会の財産で町が管理し、人材派遣会社と400万円で運転手派遣の委託をしている。運行計画を改善して、4月から1便増、コースも自治医大駅までのばす。他の公共施設利用を考えて、日曜日は運行しない。

問3．自治医大前町有地について

最終活用策が決まるまで、有料駐車場として運用してはどうか。

【総務課長】庁内での検討委員会では県有施設の誘致や町民対象の駐車場との活用案があった。恒久的利用が決まるまでの当分の間、駐車場を検討する。

♥8、9年前から提案していた『議員退職時の報酬は日割り計算に』は、今回議員提案の形で実現した。来年の改選期に間に合ってほっとした。近年の社会風潮の影響か、議員自らが襟を正したのだ。主張が理解されて嬉しい。

♥現行の第2中学校に加えて、この4月から祇園・緑の2小学校でも男女混合名簿となった。慣例や常識の見直しが意識改革の源になる。

H11年度の一般会計予算 —— 主な事業 ——　（単位：万円）

議会費 （1.7%）	議員報酬（18人）5167.2，議長交際費 68，議員研修費 132、海外地方自治行政調査派遣（1人）45（予算化したが今年度は派遣しない）
総務費 （14.0%）	町長交際費 170，行政事務連絡員報酬（自治会長 57人）970.5，班長事務費 600，自治会振興費 385.5，自治会連合会補助金 20，海外地方自治研修（職員1人）50，町例規集改訂 525，行政カレンダー・広報発行・町長への手紙 1164.7，中学生海外派遣 418，誇れるまちづくり事業（講演会開催）80，仁良川郵便局事務委託 160.8，同賃借料 24 公用車購入（乗用車・ﾗｲﾄﾊﾞﾝ・ｵｰﾄﾊﾞｲ各1台）560，ふれあいプラザ第2期工事（平地林保全・試掘調査掘削）408，ふれあい館費（臨時雇用賃金含）12523.6，各基金積立金1372 償還金（公共用地4件）7742.8，GTコミセン運営補助 45，インターネットホームページ更新 12.6，町税前納報償金 1780.8，町民まつり 750，県議会議員選挙費 488.1（前年度238.9），町長・町議補欠選挙費 1000.9，議員選挙費 1050.6，農業委員選挙費 128
民生費 （11.4%）	民生事務調査審議会委員報酬（民生委員 32人）242.5，敬老年金（80才以上、1万円）600，敬老会（70才以上招待）701.9，短期入所運営事業費（3800円/日）1751.8，デイサービス運営事業費 2450.3，ホームヘルプサービス事業（町社福協へ委託）857.4，老人ホーム入所措置費 11673，ねたきり老人等入浴サービス（15000円/回）396，更生援護施設入所措置費（身障者）2250，身体障害者補装具給付費 321.3，更生医療給付費 304.4，ねたきり老人等介護手当（介護者へ 3000円/月）216，特定疾患患者福祉手当（2500円/月）390，ふれあい福祉運動会 55，社会福祉協議会補助金 3257.9，シルバー人材センター補助 1063，老人クラブ補助金（単位・連絡協議会）234，高齢者等住宅改造費補助 180，母子通園ホーム事業（小山市へ委託）54.7，在宅介護支援センター整備費補助 2300，同運営委託（10月～）570.7，福祉作業所運営委託（社協へ）605.2，児童手当 2133，保育事業（東・西保育所人件費、わかくさ等委託費含む）18038.8，妊産婦医療費 600，乳幼児医療費 1560，ひとり親家庭医療費 120，重度心身障害者医療費 1320，国保会計繰出金 4075.5，介護保険事業費（ﾃﾞｰﾀ分析委託・計画書作成含む）1014，児童館費（児童厚生員報酬含む）1358.5（うち学童保育育成会委託費 394.5）
衛生費 （9.8%）	保健委員手当 416，妊婦一般健康診査 389，小山広域保健衛生組合負担金（ごみ処理屎尿処理・斎場）27558.8，老人保健会計繰出金 11462.1，三種混合・風しん・麻しん・日本脳炎個別接種委託料 2096.4，資源化ごみ回収報償金 81.6，合併処理浄化槽設置補助 103.8，生ごみ減量化対策推進事業（コンポスト・密閉容器補助）25.5，廃棄物収集運搬業務委託費 6075.8，老人保健法に基づく健康相談・健康診査・健康教育・訪問・機能訓練 2916.5，救急医療体制整備 175.4，
労働費	体育センター管理委託費 166.3，光熱費 295.5，備品購入 70.9，
農水費 （6.2%）	農業委員会委員報酬（17人）449，農業委員研修費 51，農業委員会会長交際費 22，産業員報償費（36人）112，病害虫防除補助 268.5，おもしろ農業体験事業（7小中校）35 地域特産品育成対策事業 310.8，認定農業者等育成対事業 645.4，とちぎの園芸ｼﾞｬﾝﾌﾟｱｯﾌﾟ確立事業（施設・機械整備、生産部会へ）900，都市農村交流体験促進事業（農業公社へ）50，南河内町農業公社補助金 150（事業費の25%），町内産米消費拡大支援事業（全小中学校給食へ町内産米・加工ｾﾝﾀｰ味噌15日分）134.2，環境保全型新農法取組

	支援事業(JAで展示圃) 25,畜産振興対策事業補助 429.5,町土地改良区協議会補助金 160.5,農業集落排水事業会計繰出金 20962.9,町単転作奨励金交付金 1236,町単集落転作促進事業(100%達成自治会) 912,加工センター費(施設管理費のみ) 266.6(加工組合への補助金は0、指導員報償費は別に20),江川・五千石再圃場整備地形図作成委託(1期地区:北側) 2000,
商工費 (1.1%)	町商工会補助金 700,商工会指導環境推進費補助 300,中小企業融資資金 5000,マロニエフェア負担金 25,
土木費 (14.3%)	陸砂利監視員報酬(1人) 89.2,仁良川第1地区土地区画整理事業(建物移転・補償、道路、整地) 29415.6,仁良川第2地区区画整理事業(事業計画決定) 5149.2,道路改良事業(5路線) 29150,舗装新設事業(3路線) 850,生け垣づくり補助金 180,人にやさしいまちづくり事業負担金150,自治医大周辺下水道組合負担金 4346.4,都市公園管理委託(23箇所) 4526.2,街路樹管理委託 999.8,
消防費 (5.4%)	石橋地区消防組合負担金 28456.4(高規格救急車購入),非常備消防団員報酬(200人) 1241,団員制服等 249,婦人防火クラブ補助金 26.5,消防団交際費 22,防災行政情報通信負担金 2100.4,消火栓維持管理費 290.3,消火栓標識設置 72(20基),
教育費 (22.2%)	教育委員報酬(4人) 97,教育長交際費 25,英語指導助手報酬 360,小中学校各種大会派遣・宿泊学習等 1189.2,関公費償還金(祇園小・幼稚園用地・第2中・緑小) 13553.1,吉田東小学校体育館増改築・解体工事 24607.3,第2中学校校舎増築設計管理・工事費 6995.7,祇園小中庭人工芝張替 648,学校図書蔵書整備 384,中学校2校ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｰ整備(42台/校) 1063.9,きゃどっこふれあい留学(小学生20名) 76.1,幼稚園就園奨励費運営費補助含む) 2700.9,生涯学習振興大会・ガイドブック発行・学習相談 190.5,学社連携・融合事業 24,図書館資料(図書・新聞・雑誌等) 931.1,町民体育祭 515.4,郡民体育祭 128,各種スポーツ教室 96,ｺﾝｻｰﾄ等公演 31.5,文化協会補助 35,体育協会補助 135,中央公民館補修 997,女性セミナー 52.3,女性問題啓発フォーラム 40,みんなのつどい 35,下野薬師寺跡史跡整備費 19119.8,発掘調査 682.7,県文化財保存修理費補助(薬師寺八幡宮、3か年事業) 620.3,県文化財保存整備補助(龍興寺シラカシ樹勢回復) 17.1,
公債費 (13.6%)	地方債元金償還金 53913.4,地方債利子 32554.1,

《メモ》

- ふれあい館使用料は5283万円を見込んでいる。(有料:年間18万人)
- 社会福祉協議会に在宅福祉推進員(1名)を配置してヘルパー派遣事業の充実を図る。
- ごみ収集運搬業務はすべて民間委託、職員はふれあい館に異動。
- 予防接種は日本脳炎も個別接種に。
- 介護保険事業計画策定後、計画のﾀﾞｲｼﾞｪｽﾄ版を全世帯に配布する。
- 在宅介護支援センターは天寿荘に運営を委託する。10月オープン予定。
- 児童館にはｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続のパソコンを設置(リース)した。児童館運営委員会を組織する。
- 農産物加工組合は10年度に剰余金があったので補助金は打ち切り、施設使用料も徴収する。
- 下野薬師寺跡整備はガイダンス館の展示設計、2年継続事業で総合説明盤(10m²)と西回廊一部復元工事を実施する。

★一般会計当初予算：63億6800万円

【主な歳入】（千円以下切り捨て）

①町税28億5356万円

- ・町民税13億803万円
  - 個人11億8053万円 （うちわけ）
    - 給与所得者分91.4%
    - 農業所得者分 1.8%
    - 営業所得者分 2.3%
    - その他 4.5%
  - 法人1億2749万円
- ・固定資産税12億9434万円
- ・都市計画税 1億7269万円

②地方交付税12億3000万円

③基金繰入金 7億3790万円

④町債 1億8000万円

★町の借金はいくら？（報告：磯辺）

（平成11年度末見込み）

①一般会計町債	90億8465万円
	（利子を含むと115億8910万円）
②一般会計債務負担	30億6225万円
③農集排事業債	28億9442万円
	（利子を含むと33億6030万円）
④水道事業債	3億6613万円
	（利子を含むと4億6636万円）
⑤下水道組合債	5億2890万円
	（利子を含むと8億590万円）
計	159億3635万円
	（利子を含むと192億8391万円）

・②は元利の分離ができなかったので利子を含んでいる

・この他に小山広域保健衛生組合と石橋地区消防組合の起債がある

3月議会の報告会を開きます



とき：4月25日（日）午前10時～12時

ところ：グリーンタウンコミュニテイセンター会議室

明日の町政を考える会